

# 昭和村 農業委員会だより

## 第2号

2015. 9

発行：昭和村農業委員会  
(昭和村産業課内)

Showa-mura Agriculture Committee



## CONTENTS

海外でも高評価、「昭和村の野菜」	2
「農業委員会法」が改正されました。	3
農業委員会活動レポート	4
わが家は「家族経営協定」を結びました。	6
トピックス/昭和村でお嫁さんになりました。	7
お知らせ	8

表紙写真

第3回「やさい王国 昭和村」フォトコンテスト

ジュニアの部門 特別賞「大好きな弟と、とうもろこし」高橋 諒成君

# 海外でも高評価、「昭和村の野菜」

（知事がシンガポールで県産輸出品を視察）

シンガポールのデパート店頭に並ぶ昭和村の野菜



県産野菜の現地での評判について担当者から説明を受ける大澤知事

7月22日(水)から25日(土)にかけて、県産農産物の販路拡大や観光客誘致を目的に大澤正明県知事がシンガポールを訪問。繁華街オーチャードにある伊勢丹スコップ店を訪れ、レタスやトウモロコシ、枝豆、ハウレンソウといった旬の県産農産物が販売されているコーナーを中心に視察しました。シンガポール向けの県産品輸出は、原発事故に伴う輸入規制が大幅緩和されたのを機に、昨年6月から本格化。同店や伊勢丹ジュロニー・スト店で旬の農産物を販売してい



## 「Oishii JAPAN 2015」に昭和村からも輸出促進委員が参加

ASEAN 市場最大の日本の食に特化した見本市「Oishii JAPAN 2015」が10月22日～24日、サンテック・シンガポール国際会議展示場を会場に開かれます。昭和村からも輸出促進協議会（兵藤武志会長）の委員が参加する予定です。

ます。

県は知事訪問を機に、地元の業界関係者などと意見交換し、輸出拡大につなげたい考えで、県産品を扱う有名レストラン「イギーズ」とシンガポール伊勢丹に海外販売協力店の認定証を授与しました。

新鮮で高品質の昭和村野菜は現地でも高い評価を受けており、知事に同行した県農政部長は「知事訪問を機に、高評価の昭和村産野菜をもっと海外にPRしていきたい」と話しました。

# 「農業委員会法」が改正されました。



## 改正「農業委員会法」のポイント

### 農業委員会

#### ■ 農業委員選出方法の見直し

- 公選制を廃止し、推薦・公募を実施。議会の同意を得て村長が任命する。

#### ■ 農地利用最適化推進委員の新設

- 農業委員会が区域ごとに委嘱し、農地利用最適化に向けた推進活動を行う。

### 群馬県農業会議 全国農業会議所

サポート

#### 法律のねらい

#### 農地利用の最適化

- 担い手への集積・集約化
- 耕作放棄地の発生防止・解消
- 新規参入の促進、など

「農業委員会法」が8月28日の参議院本会議で可決・成立しました。

これにより、改正法は来年4月1日から施行されることになり、昭和26年に発足した農業委員会組織・制度は大転換を迎えることとなります。

### 現農業委員の任期が平成28年3月31日まで延長

現在の昭和村農業委員26名の任期は、平成27年12月13日をもって3年の任期が満了となりますが、今回の法改正により、任期が平成28年3月31日まで延長されます。

### 新たな農業委員の選出方法は

新たな農業委員の選出方法は、現在の選挙による選出方法は廃止され、村長は、地域の推薦・公募を実施し、その後、議会の同意を

得て任命する方法に変わります。

新農業委員の選定に当たっては、

- 過半数が認定農業者であること
- 農業委員会業務に関し利害関係を有しない者を含むこと

● 年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮することなどの条件があり、議会推薦や団体推薦による選出制度は廃止されます。

その他、今回の改正では、農業委員の外、「農地等の利用の最適化の推進を図ることを目的」に農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員」を置くことが規定されていますが、政令で定める基準に該当する場合は、推進委員を委嘱しないこともできます。

具体的事項は、政令等で規定されることとなっており、国では策定作業に取り組んでいますので、今後の動向を注視しながら、しっかりと検討していきます。

# 昭和村 農業委員会活動レポート

## 活動1

### 「河岸段丘ハーフマラソン」を 朝採りレタスでもてなし

昭和村マラソン実行委員会（堤盛吉委員長）主催の「第1回やさい王国昭和村河岸段丘ハーフマラソン」が5月24日(日)、村総合運動公園特設会場を発着点に開催され、県内外から参加した約1,300人のランナーが新緑のコースを走り抜けました。

このイベントは、村の美しい景観や農村風景、安心安全な野菜を村内外にPRし、村民の健康増進の意識向上とマラソンを通じた交流を目的に開催されたものです。会場では農業委員会のメンバーが、朝採りの新鮮レタスで参加者へのおもてなしを行いました。



農業委員会が用意した朝採りレタスにかぶりつく参加者たち

## 活動2

### 美しい村を保つため「草刈り」を実施



7月27日(月)に、村議会議員・農業委員・さくら工房会員の合同による奉仕作業として、下草刈りを実施しました。約60人が炎天下、汗を流して一斉に作業し、総合運動公園付近、望郷ライン沿いの村有林内の生い茂った下草がすっきりしました。

## 活動3

### 農振除外申請の 現地確認

昭和村の農業振興地域整備促進協議会は農業委員全員、議会議長、副議長、文教産建常任会委員等で組織されており、年2回（6月と12月）に開催、そこで農業振興地域整備計画の変更協議等を行います。

平成27年6月24日に開催された協議会では6件の農振計画変更申請について申請者の立ち会いのもと現地調査のうえ審査協議を行い、すべて除外相当として村長へ答申することに決定しました。

## 農振除外申請手続きについて

農用区域内の農地は、農地以外の利用目的（住宅、貸家、店舗、資材置場、駐車場など）に使用する場合、初めに農用地区域からの「除外」が必要です。

除外申請前には、必ず地元農業委員にご相談ください。

協議会は年2回（6月・12月）に開催し、次回の申請締切は平成27年11月30日になります。

（農業用施設等の軽微変更申請の受付は随時）

■申請等問い合わせ先：役場産業課農政係



活動  
4

農業委員会での審議結果

平成27年4月～8月までの間、農地法に基づき申請された案件の審議結果は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)	
売 買	17件(30筆) 74,059㎡
賃 貸 借	2件(2筆) 9,776㎡
使用貸借	0件
贈 与	1件(7筆) 22,432㎡

農地法第5条 (農地を転用し権利移動を伴うもの)	
売 買	5件(5筆) 2,360㎡
賃 貸 借	2件(4筆) 4,981㎡
使用貸借	3件(3筆) 1,316㎡
贈 与	2件(2筆) 860㎡

内訳

農地法5条 転用内訳	
一般住宅用地	6件
農業用倉庫用地	2件
その他 (資材置場用地、進入路用地)	2件
一時転用(軽石採取用地、 地質等調査工事用地)	2件

農地法第4条(農地を転用するが権利移動を伴わないもの)  
今回は申請がありませんでした。

あっせん申出 4件(4筆) 14,331㎡

利用権設定(農業経営基盤強化法によるもの)		
賃借権	14筆	41,056㎡
使用貸借権	34筆	52,839㎡
権利移転	5筆	15,839㎡

●『農地の売り買いや貸し借りをするとき』『農地を農地以外に転用するとき』

農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行うと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きをしましょう。

手続きのながれ

まずは、農業委員会事務局にご相談ください。  
申請書等があります。

許可申請書の  
受付  
締め切り日

**毎月10日です。**  
(土・日、祝日にかかる場合はその翌日)  
農業委員会事務局で受け付けます。

申請内容の  
審査

農業委員会事務局で申請書と添付書類を確認し、必要に応じて聴き取りや現地の調査を行います。

農業委員会での  
審議

毎月下旬に開催します。  
提出された申請はここで審議され、許可等を決定します。農地転用許可申請は審議を経て県知事に送付します

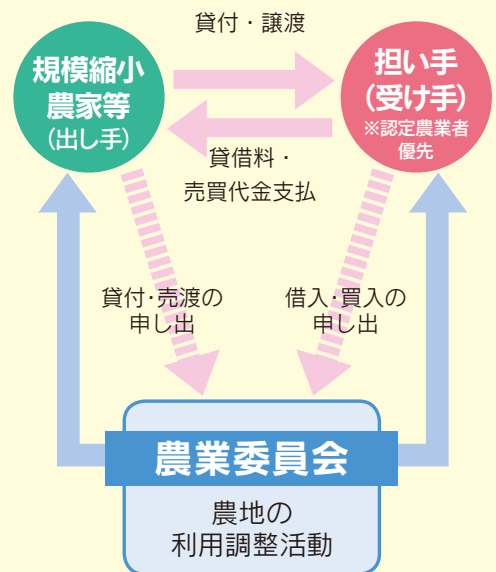
許可書の交付

許可後、ご連絡しますので、許可書は農業委員会事務局で受領してください。  
※農地転用の許可書等の交付は、県知事による許可等決定後(おおよそ、申請書締切日の翌月末)になります。

農用地区域からの除外申請は年2回で、締切日は5月末日と11月末日です。

農地移動適正化あっせん事業とは

農業委員会が農地の出し手及び受け手のあっせん申し出を受け、要件を満たした受け手等へあっせんを行う事業です。



※農地を譲渡すると、譲渡所得に対して所得税・住民税が課せられます。この事業を利用して農地を譲渡すると、譲渡所得金額から特別控除(800万円)が認められます。

# わが家は「家族経営協定」を結びました。

昭和村家族経営協定調印式が平成27年3月27日(金)に役場会議室で行われ、家族ごとに協定書に調印し、協定を結びました。これにより協定を結んだ農家は148組となりました。協定を締結した8組のご家族のうち、新しく締結した家族5組、見直し等行った家族は3組でした。

## 新しく結んだご家族



藤井 千木良 厚巳さん

「家族経営協定で役割分担を決め働く意欲が増しました。これからは、より良い経営を目指したいです。」



宿 加藤 久俊さん

「家族経営協定を結んだらケンカが減りました。」



追分 新井 健一さん

「家族で力を合わせ、良い経営を目指します。」



赤城原第2 栗原 勉さん

「一人ひとりの役割が明確になり、仕事にやりがいを持てるようになりました。」



松之木平第2 古澤 実さん

「家族で意見を出し合って、より良い経営を目指します。」

## 再協定を結んだご家族

赤谷 中澤 睦一さん

生越 林 洋平さん

椽久保北部 金井 嘉次さん

農業委員会では、農業経営者やその家族が将来に希望を持ち、安心して農業に従事できるよう、家族内のルールをつくる家族経営協定の締結を推進しています。

## 取り決め内容例

● 農業経営の方針 ● 労働報酬 ● 労働時間、休日 ● 労働面の役割分担 ● 生活面の役割分担 など

## 協定締結までの手順

### 1 家族で話し合う

農業経営や生活について話し合い、現状を確認しましょう。

### 2 対策を考える

取り決めの内容や共通の目標を立てましょう。

### 3 協定を結ぶ

協定書を作成しましょう。

### 4 協定の実行と見直し

定期的に締結した内容が実行されているかチェックし、必要に応じて新たに合意した項目や内容を追加します。

ご不明な点は、お近くの農業委員または農業委員会事務局に、お気軽にご相談ください。



子どもたちの面倒は旦那さんにおまかせ  
(写真は昨年の様子)



楽しいひとときを過ごす若妻たち



三代目の会が若妻感謝祭を開催しました。

「若妻感謝祭」は、日頃、家事や育児で忙しいお嫁さんたちに感謝の気持ちを込めて、三代目の会が4年前から毎年夏場に開催しています。  
今年8月1日に、12世帯37名

が参加して開催されました。この日は、旦那さんが子どもたちの面倒をみるルールで、奥さんたちは家事や育児から解放されて思う存分、楽しいひとときを過ごしました。

【三代目の会】

三代目の会は「赤谷、追分地区」の農業後継者を中心に組織されている会で、年代は20代から40代くらいまでの方約20人で構成されています。

年間行事

- 水汲み祭りに協力  
(赤谷、追分地区が中心に行う入植時の生活や苦勞を後世に伝える行事)
- 大河原小学校での畑の指導
- 月1回の勉強会  
(地域のこと、農業のこと、家族のこと、など)
- 視察研修を年1回開催

Woman's Voice

昭和村でお嫁さんになりました。



白木英幸さん・春香さん  
ご夫妻 (赤谷)

Q どこから嫁いできたのですか？

A 埼玉県春日部市。クレヨンしんちゃんの町で生まれ育ちました。最近、実家が横浜に引っ越ししてしまい、帰省するのが大変です。

Q 結婚のきっかけは？

A もともと農業に興味があって、近所の農家で働いている間に知り合いました。とっても優しく、家事や育児にも協力的なイクメンなんですよ。

Q 昭和村に嫁いでよかったことは？

A 旦那さんの兄弟や親戚が近所にたくさんいるので、困ったときにとっても頼りになることです。実家が遠いので助かっています。

Q これからの村や地域に望むことは？

A 育児の大変さを実感中です。子育て支援センターを午後もやっていただけたらうれしいですね。

Q 女性の社会進出についての意見は？

A 女の人が元気に働いているのはいいなと思います。男性と女性で得意なことも違うし、補い合いながら働くことで、良い仕事ができると思います。

Q 農業に携わった感想は？

A 5年前に初めて農作業したとき、朝採り作業の後の朝ごはんが最高においしかったのをよく覚えています。

Q 都会と比べて昭和村の印象は？

A 思ったより違和感はありませんでした。車がなければ買い物なども不便さは感じませんね。

## 農業者年金でゆとりある未来を!!

### ■ 農業者年金加入要件

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 年間60日以上農業に従事（配偶者・後継者も可）
- 国民年金第1号被保険者  
※国民年金の付加年金（付加保険料）への加入も必要です

### ■ 保険料の額が自由に決められます

- 保険料は月額2万円から6万7千円まで（千円単位）自由に選択できます。

- 農業経営や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

### ■ 終身年金で80歳までの保証付きです

- 年金は生涯支給されます。仮に加入者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受給できるはずであった年金額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

### ■ 税制上の優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

詳しくは、JAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

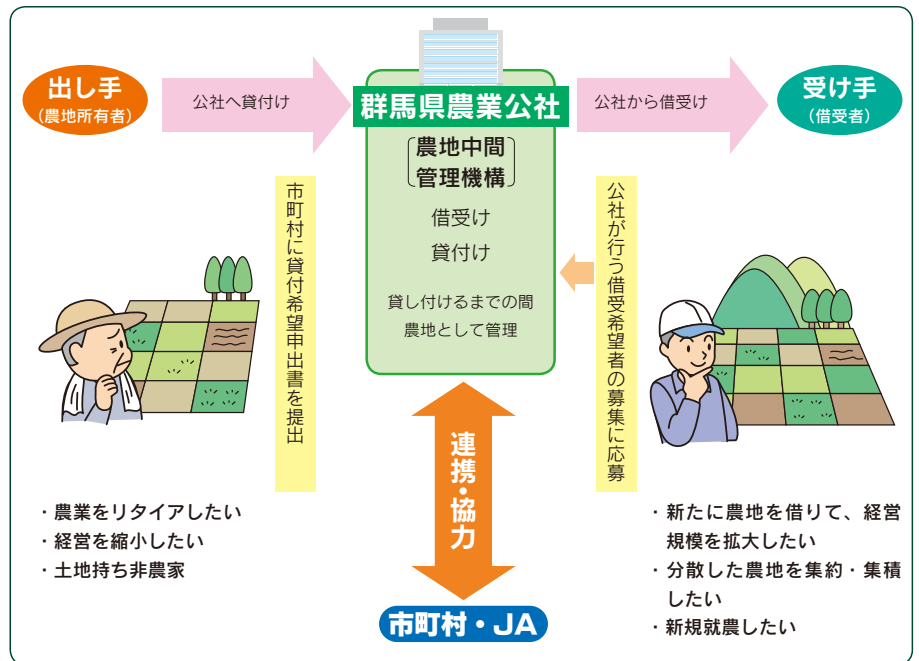
## 農地の貸し借りは群馬県農業公社へ

（公財）群馬県農業公社は、県知事より農地中間管理機構の指定を受け、農地集積・集約化を進める事業を行っています。

営利を目的としない公的機関ですので、安心して農地の貸し借りが行えます。借り受けた農地は契約期間満了後には確実にお返します。引き続き貸し付けることも可能です。

### ■ 群馬県農業公社

前橋市総社町総社2326-2  
（群馬県蚕糸技術センター内）  
TEL.027-251-1220  
FAX.027-251-0677



農地を守り担い手を応援する専門情報誌

### 全国農業新聞



週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく!

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 700円（個人負担：350円）

※ 村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。

### 編集後記

第2号昭和村農業委員会だよりが発行の運びとなりました。発行に当たりまして、ご協力いただきました皆様方に、広報委員一同厚く御礼申し上げます。

### 農地の賃借料情報について

農地法第3条許可や農用地利用集積計画の公告により、平成26年1月から12月までの1年間に効力の発生した村内農地の賃借借における賃借料情報を公表します。

農地の賃借料を決定する際の参考としてご活用ください。

昭和村における平成26年の賃借料水準 (10a当たり)

	平均	最高額	最低額	データ数
水田	—	—	—	0
畑	28,400円	40,000円	19,900円	91筆

※ 100円単位に処理されています。平成26年中の水田のデータはありませんでした。



昭和村は「日本で最も美しい村連合」に加盟しています。